

令和2年度
優良PTA被表彰団体の決定について

1 文部科学大臣表彰

被表彰団体 2 団体

団体名	会長	校長
川崎市立南野川小学校PTA	田中 龍一郎	野村 智
川崎市立下布田小学校PTA	並木 達郎	千野 隆之

表彰式 : 11月27日(金) 灘尾ホール

2 神奈川県教育委員会表彰

被表彰団体 5 団体

団体名	会長	校長
川崎市立殿町小学校父母と教職員の会	諸隈 洋一	池谷 保久
川崎市立下河原小学校PTA	野中 裕美	森脇 晃司
川崎市立久末小学校父母と先生の会	森 清行	松浦 徹
川崎市立平小学校PTA	呉 影冰	富岡 寛
川崎市立東菅小学校PTA	大塚 高道	藤中 大洋

表彰式 : 9月4日(金) 神奈川県庁

被表彰団体業績

【文部科学大臣表彰】

川崎市立南野川小学校PTA

保護者がPTA活動に参加しやすいよう、係の細分化などの工夫を積極的に行うほか、広報紙に加え、運営だよりを年10回発行することで会員の活動への理解を深めている。

また、地域の小学校と連携して「こども見守りたい」の活動を行い、地域で子どもたちの安全を守る活動に努めている。

川崎市立下布田小学校PTA

PTAが「ふれあい下布田まつり」を開催し、地域との交流活動を積極的に努めている。また、災害時の為の自助袋・自助箱の準備安全ブック・安全マップの作成しており、災害時などでも地域で協力、連携活動できるための地域づくりに努めている。

【神奈川県教育委員会表彰】

川崎市立殿町小学校父母と教職員の会

「できることを、ひとつずつ。」を合言葉に、お手伝い等を募集して全会員がPTA活動に参加できるようにするための取組を推進し、一人ひとりの活動の負担軽減に繋げているなど活動に工夫がみられる。

川崎市立下河原小学校PTA

学校、地域、子どもたちの繋がりをより一層深める機会の創出のために、学校、地域町内会と協力して「遊びの広場」を開催しているほか、「PTAふれあいバザー」では多様な地域団体に参加を促すことで大きな成果を上げている。

川崎市立久末小学校父母と先生の会

PTA主催のふれあいバザーは、保護者のみならず全教職員・地域・関係団体の協働により盛大に開催されており、地域と学校と子どもたちの繋がりを深めるなど大きな成果を上げるとともに地域教育力の改善に力を注いでいる。

川崎市立平小学校PTA

近隣自治会の夏祭りにPTAが出向いてパトロールを行うなど、自治会と協力関係を積極的に築いており、学校や地域と共に子どもたちをサポートし、地域全体で子どもたちが安全で安心して暮らせる環境づくりに貢献している。

川崎市立東菅小学校PTA

入学する児童の保護者にはPTAへの入会の意味確認を行っている。また、PTA活動については入学式や書面にて説明し、疑問や不安のある保護者には個別に丁寧な説明を行い、保護者の理解を進め、高い加入率を維持するなど、運営に工夫がみられる。

優良PTA文部科学大臣表彰要項

平成13年5月7日
文部科学大臣決定
令和2年4月7日
一部改正

1 趣旨

PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。

2 表彰基準

組織・運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、効果的な運営が行われていること。
- イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。
- ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算・経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開及び活動に関する活発な広報が行われていること。

(2) 活動

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」（学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動。文部科学省が実施している補助事業によって実施する活動かどうかは問わない。）が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他の会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

3 被表彰候補団体の選考及び推薦の方法

- (1) 都道府県教育委員会は、上記表彰基準に従い、各都道府県内のPTAのうち優良と認められるPTAを原則として3団体以内（ただし、指定都市を含む道府県にあっては1市あたり2団体以内、特別区を含む東京都にあっては5団体以内の推薦分をこれに加えることができる。）を選考し（選考にあたっては、幼稚園、認定こども園、高等学校、特別支援学校のPTAのうち、必ず1団体は含むこととする。）、別紙様式により文部科学大臣あてに推薦すること。
- (2) 選考にあたっては、各都道府県内の校種別校数や設置者別校数等の状況等を考慮すること。
- (3) 被表彰候補団体の選考に当たっては、都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。

4 被表彰団体の選考

文部科学省に優良PTA審査委員会を設け、都道府県教育委員会から推薦されたPTAについて書類審査により選考する。

5 その他

被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県教育委員会表彰規則（昭和24年神奈川県教育委員会規則第12号）第6条の規定に基づき、PTA本来の目的及び性格に照らし、優良な実績を上げているPTAの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者の推薦基準)

第2条 組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、参加しやすい環境づくりや効果的な運営が行われていること。
- イ 会員それぞれの状況等に配慮しながら、幅広く意見聴取を行うなど会員の総意を十分反映した運営が行われていること。
- ウ 保護者と教職員との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算・経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開及び活動に関する活発な広報が行われていること。

(2) 活動

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」（学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動）が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他の会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、表彰の期日において発足した日から3年を経過していないPTAは、表彰の候補者となることができない。

(推薦)

第3条 神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、別表の左欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げるPTAの表彰候補PTAの推薦を求めることができる。

2 前項の推薦は、優良PTA神奈川県教育委員会表彰表彰候補PTA推薦書（別紙様式1）に、表彰候補PTA調査票（別紙様式2及び別紙様式3）及び関係書類を添えて提出させるものとする。

(被表彰PTAの選考)

第4条 教育長は、前条により推薦されたPTAの中から表彰を行うPTAを決定する。

2 被表彰PTAの決定に当たっては、優良PTA表彰候補団体選考委員会の意見を徴するものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の場合において、記念品を贈ることができる。

(選考・決定の取消)

第6条 被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 1 この要綱は、平成14年4月9日から施行する。

2 優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱（平成7年6月27日制定）は、廃止する。

附 則 1 この要綱は、平成15年3月27日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

- 附 則 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 22 年 2 月 5 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 26 年 1 月 14 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 27 年 1 月 26 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 28 年 7 月 27 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

別 表

推薦者	推薦対象 P T A
横浜市教育委員会教育長	横浜市立の小・中学校・高等学校及び義務教育学校の P T A
川崎市教育委員会教育長	川崎市立の小・中学校及び高等学校の P T A
相模原市教育委員会教育長	相模原市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校の P T A
横須賀市教育委員会教育長	横須賀市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び高等学校の P T A
神奈川県教育委員会教育局各教育事務所長	管轄区域内の公立の幼稚園・認定こども園・小・中学校の P T A
神奈川県立高等学校 P T A 連合会会長	県立の高等学校及び中等教育学校の P T A
神奈川県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県聾学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県盲学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
横浜国立大学教育学部長	横浜国立大学教育学部附属小・中学校の P T A



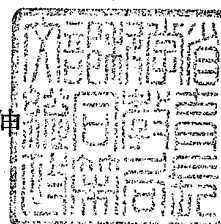
2 文科教第 5 4 8 号

令和 2 年 1 0 月 2 2 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

文部科学省総合教育政策局長

浅田 和 伸



令和 2 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰 被表彰団体の決定について (通知)

標記について、優良 P T A 文部科学大臣表彰要項に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

被表彰団体名：横浜市立茅ヶ崎東小学校 P T A
神奈川県立平塚養護学校 P T A
川崎市立下布田小学校 P T A
川崎市立南野川小学校 P T A
横浜市立市沢小学校 P T A
横浜市立上菅田特別支援学校 P T A
相模原市立相模丘中学校 P T A
相模原市立上溝中学校 P T A
神奈川県立鶴嶺高等学校 P T A



川崎市教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和2年度優良PTA神奈川県教育委員会表彰について (依頼)

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件について、次のとおり表彰団体が決定しましたので通知します。

ついては、表彰式を次のとおり行いますので、被表彰団体に対し表彰決定及び代表者の表彰式への出席（1団体1名）について御連絡いただき、別紙「出席者名簿」により、令和2年8月11日（火）までに電子メールにて当課あて御連絡くださいますようお願いいたします。出席は任意であり、欠席の場合は賞状をお送りさせていただきます。

なお、今年度の表彰式は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針に基づき、来賓及び市町村教育委員会の担当者は参列せずに行います。

また、表彰式は、感染症拡大防止対策を講じたうえで実施してまいります。新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、中止する場合がありますので御承知おきください。

- 1 被表彰団体
- 川崎市立殿町小学校父母と教職員の会
 - 川崎市立下河原小学校PTA
 - 川崎市立久末小学校父母と先生の会
 - 川崎市立平小学校PTA
 - 川崎市立東菅小学校PTA

2 表彰式

(1)日 時 令和2年9月4日（金）14：00～14：45（受付は13:40～14:00）

(2)場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場（横浜市中区日本大通1）

(3)交 通 別添周辺案内図のとおり

- (4)その他
- ・ご出席の際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためマスクの着用をお願いします。また、御自身での健康状態の確認と検温を済ませ、発熱・息苦しさ等の症状のある方は、参加を控えていただきますようお願いいたします。
 - ・お車での御来場は御遠慮ください。
 - ・手話通訳が必要な場合は、7月31日（金）までに御連絡ください。

【参考】

（公社）日本PTA全国協議会会長表彰

被表彰団体 2 団体

団体名	会長	校長
川崎市立向小学校PTA	水野 英明	柴田 雅之
川崎市立下平間小学校PTA	筒井 淳一	西村 和恵

※川崎市PTA連絡協議会からの推薦

表彰式 : 11月27日(金) 灘尾ホール